

## 令和6年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和5年12月

### 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長〔不動産取得税〕（P4）

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。

### 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置〔法人税等〕（P5）

社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い、その事業に関する新たな基準が設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外する等の税制措置の対象とする。

### 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕（P6）\*

厚生農業協同組合連合会の収益事業から除外される医療保健業の要件について、有償病床数の割合を療担告示基準上の基準に緩和することとする（30%以下→50%以下）とともに、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80/100を超えることとの要件を加えること等とする見直しを行うこととする。

### 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等〔所得税、法人税等〕（P7）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、措置される流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の代替となるため、社会保険診療報酬の所得計算の特例において、その対象となることを明確化する措置や事業税を非課税とする措置等を講ずることとする。

### 知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設〔法人税、法人住民税、事業税〕（P8）\*

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権等については、当該特許権等の譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、30%の所得控除を認める制度を創設することとする。

### 技術研究組合の所得の計算の特例の延長〔法人税〕（P9）\*

技術研究組合の所得の計算の特例について、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までとする。

### 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕（P10）

### 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕（P10）

«大綱の「第三 検討事項」より抜粋»

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

### 予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定等〕（P11）

追加される対象疾病のワクチン接種に係る予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、所得税非課税の措置等を講ずることとする。

## 医療保険

### 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴う支払基金の業務に係る非課税措置の継続〔印紙税〕

(P12)

改正後の高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、社会保険診療報酬支払基金が行う出産育児支援金等の徴収等の業務に関する文書については、印紙税を課さないこととする。

### 病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置〔印紙税、国民健康保険税〕 (P13)

病床転換助成事業の期限の延長に伴い、社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととするとともに、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することとする。

### 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し〔国民健康保険税〕 (P14)

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は29.5万円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は54.5万円に、それぞれ引き上げることとする。

### 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置〔所得税、個人住民税、国民健康保険税等〕 (P15) \*

改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課すること等とする。

### 国民健康保険団体連合会の積立資産に係る見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕 (P16)

国民健康保険団体連合会が特定の者から委託を受けて行う請負業でその委託が法令の規定に基づき行われるものであること等の一定の要件に該当する事業は、法人税法上の収益事業から除外することとする。

## 社会福祉・介護

### 消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置〔法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税等〕 (P17)

消費生活協同組合等について、関係法令の改正を前提に、電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等が行われた後も、現行制度と同様に法人税率の軽減措置等を講ずることとする。

### 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕 (P18)

生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金及び生活保護法の進学・就職準備給付金（仮称）について、これらの法律改正を前提に、所得税非課税の措置等を講ずることとする。

### 介護情報基盤整備についての国民健康保険団体連合会への委託規定の整備に伴う税制上の所要の措置〔印紙税〕 (P19)

改正後の介護保険法に基づき、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う介護情報基盤の整備に係る業務に関する文書については、印紙税を課さないこととする。

### 障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税等〕 (P20)

改正後の障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業等については、現行制度と同様に固定資産税を非課税とする措置等を講ずることとする。

### 建築基準法の改正に伴う所要の措置〔固定資産税、不動産取得税〕 (P21) \*

一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置について、建築基準法上の「耐火建築物」の定義が改正されたところ、改正後の「耐火建築物」についても、引き続き不動産取得税及び固定資産税の軽減等の特例措置の対象とする。

## 雇用

---

### **雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P22）＊

雇用保険法等の改正を前提に、雇用保険法の失業等給付及び育児休業給付について引き続き所得税非課税の措置等を講ずるとともに、新たに支給されることとなる出生後休業支援給付金（仮称）、育児時短就業給付金（仮称）及び教育訓練休暇給付金（仮称）等についても同様の措置を講ずることとする。

## 生活衛生

---

### **交際費課税の特例措置の拡充・延長**〔法人税、法人住民税、事業税〕（P23）＊

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下（現行5,000円以下）に引き上げるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までとする。

### **中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕（P24）＊

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、その対象から電子申告義務化の対象法人で、常時雇用する従業員数300人を超えるものを除いたうえで、適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。

### **中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長**〔不動産取得税〕（P25）＊

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した、一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。

### **法人版及び個人版事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長**〔相続税、贈与税〕（P26）＊

法人の非上場株式等や個人の事業用資産の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。

## その他

---

### **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長**〔印紙税〕（P27）＊

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長し、令和7年3月31日までとする。

### **国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置**〔登録免許税〕（P28）

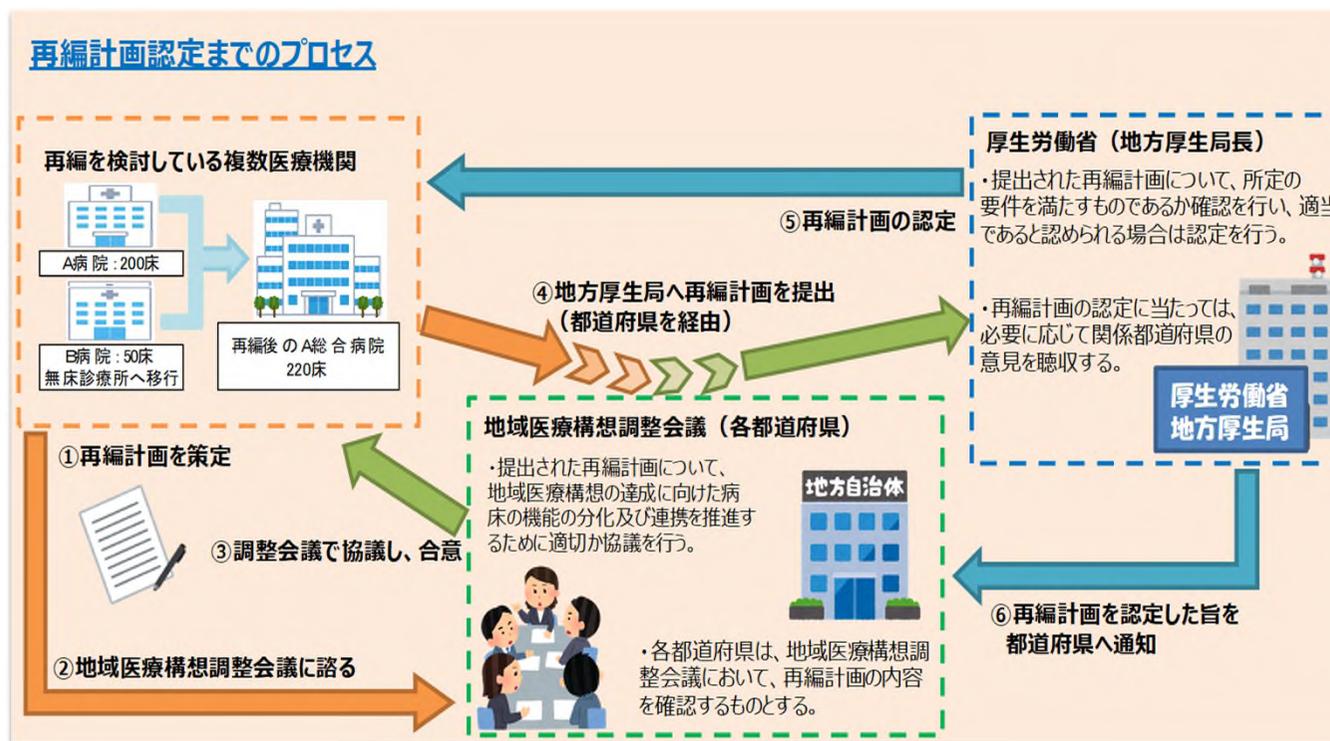
資格管理者が職権に基づいて「国家資格等情報連携・活用システム」により行う、医師等の24国家資格に係る登録事項の変更の登録の際にかかる登録免許税について、非課税とする措置を講ずることとする。

## 1 大綱の概要

医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した不動産（用地・建物）に係る不動産取得税の課税標準について、価格の2分の1を控除する措置の適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。



# 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税)

## 1 大綱の概要

社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外すること等の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- ・社会医療法人は、地域医療に不可欠な救急医療等確保事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）を一定以上担う公益性の高い医療法人である。今般、医療法（昭和23年法律第205号）の改正により令和6年4月1日から救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されることに伴い、社会医療法人の要件に当該事業に関する基準を追加する。
- ・当該追加の後も、社会医療法人を、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の用に供する固定資産税等の非課税措置の対象とする。

・【**新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に関する基準**】※現時点案。今後、厚生労働省告示を改正する。

- 平時に都道府県との間で以下の全ての内容を含む協定を締結していること。
  - ①感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる病床確保に係る協定
  - ②感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる発熱外来に係る協定
  - ③災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等を有し医療法及び感染症法の規定に基づく医療人材派遣に係る協定
- 新興感染症に対応する医療機関として、以下の機能を確保していること。
  - ①確保病床は酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱外来は発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることのほか、新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること。
  - ②平時から、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。
- 毎年度、医療機関内で新興感染症対応に係る研修若しくは訓練の実施又は外部の機関が行う新興感染症対応に係る研修若しくは訓練に参加していること。

# 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し

(法人税、法人住民税、事業税、事業所税) (農水省との共同要望)

## 1 大綱の概要

厚生農業協同組合連合会の収益事業から除外される医療保健業の要件について、

- ①有償病床数の割合について、療担告示基準上の基準に緩和することとする(30%以下→50%以下)とともに、
  - ②社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80/100を超えることとの要件を加えること
- 等とする見直しを行う。

## 2 制度の内容

- ・厚生農業協同組合連合会(以下「厚生連」という。)が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いとなっている。その要件の一つとして、全病床に占める有償病床(差額ベッド)の割合を30%以下とすることが課されている。
- ・今般、令和4年12月9日に公布された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)において、都道府県と医療機関の協定の仕組みが創設され、厚生連を含めた公的医療機関等については、感染症発生・まん延時において医療の提供に関して講ずべき措置(病床の確保等)を義務づけられることとされた。
- ・一般的に個室が多いとゾーニング等も容易であり、院内感染対策として優れていることから、厚生連が感染対策上必要な個室を整備する上で、差額ベッド割合に関する要件が障壁とならないよう、療担告示基準と同様の差額ベッド割合(50%)まで引き上げる等の見直しを行う。

# 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等

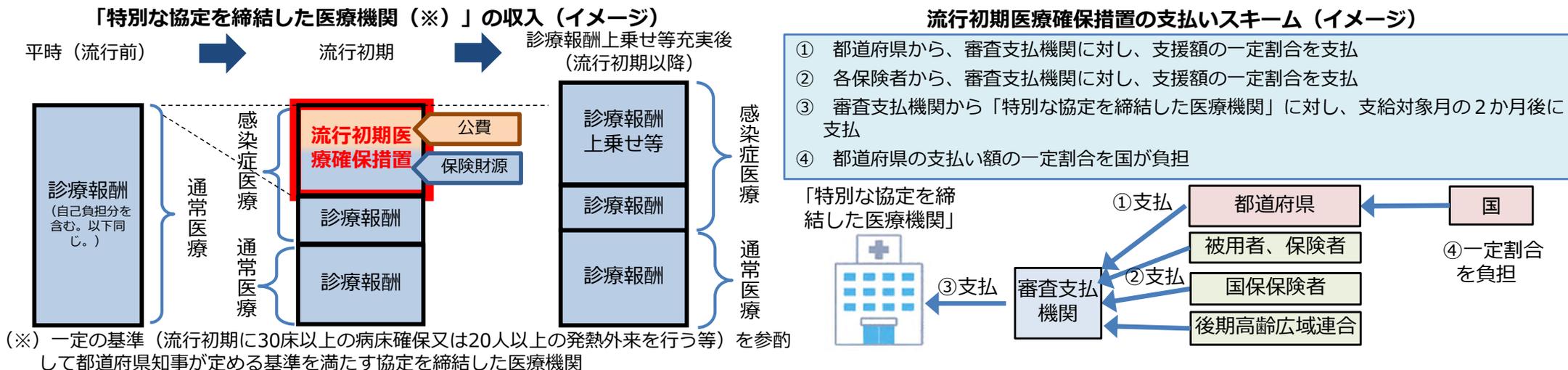
(所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税)

## 1 大綱の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、流行初期医療確保措置に係る収入について社会保険診療報酬の所得計算の特例の対象となることを明確化する措置や事業税を非課税とする措置等を講ずることとする。

## 2 制度の内容

### <流行初期医療確保措置について>



・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の改正に伴い、措置される流行初期医療確保措置に係る収入は、社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に扱うこととし、以下の措置等を講ずる。

関係する主な税制上の取扱	主な税目	関係条文	概要
社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置	事業税	地方税法第72条の23、第72条の49の12	社会保険診療の高い公共性を鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税が非課税とされており、流行初期医療確保措置に係る収入についてもその対象に加える。
社会保険診療報酬の所得計算の特例	所得税	租税特別措置法第26条第1項、第2項、第67条第1項	小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、地域医療に専念させることを目的として、社会保険診療につき支払を受ける金額について概算で経費を計上できる特例（四段階税制）について、流行初期医療確保措置に係る収入がその対象となることを明確化する。
社会医療法人等の収入要件	法人税	医療法施行規則第30条の35の3等	公益性の高い医療等を一定規模以上行わせることを目的に、「社会保険診療に係る収入金額等（自由診療等の金額を除く。）の合計額が全収入金額に対して100分の80以上であること。」の要件の「社会保険診療に係る収入金額」に流行初期医療確保措置に係る収入が含まれることを明確化する。
支払基金の源泉徴収義務	所得税	所得税法第204条	社会保険診療報酬支払基金が個人開業医に診療報酬を支払う際は所得税を源泉徴収しており、その対象に流行初期医療確保措置に係る収入を加える。
支払基金・国保連合会の作成文書の非課税措置	印紙税	印紙税法第5条第1項第3号、同法別表第3	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会が作成した診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書は印紙税が非課税であり、流行初期医療確保措置に関する文書も非課税とする。

# 知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設

（法人税・法人住民税・事業税）（経産省、内閣府、農水省と共同要望）

## 1 大綱の概要

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、30%の所得控除を認める制度を設ける。

## 2 制度の内容

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において、特許権等の譲渡又は他の者に対する貸付けによって得た一定の所得のうち、30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できる。



- : 課税所得全体
- ⋯ : 本税制の対象となる所得（※3）

- （※1）特許権及びAI関連のソフトウェアの著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）
- （※2）海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く
- （※3）対象となるライセンス所得・譲渡所得に、企業が主体的（主に「国内で」「自ら」）に行った研究開発の割合として、「知財開発の適格支出/知財開発のための支出総額」を乗じて算出

### （参考）研究開発税制における控除率のメリハリ付け

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う。

**研究開発税制**について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に調整。  
 （①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）



# 技術研究組合の所得の計算の特例の延長

(法人税) (経産省、総務省、農水省、国交省、環境省と共同要望)

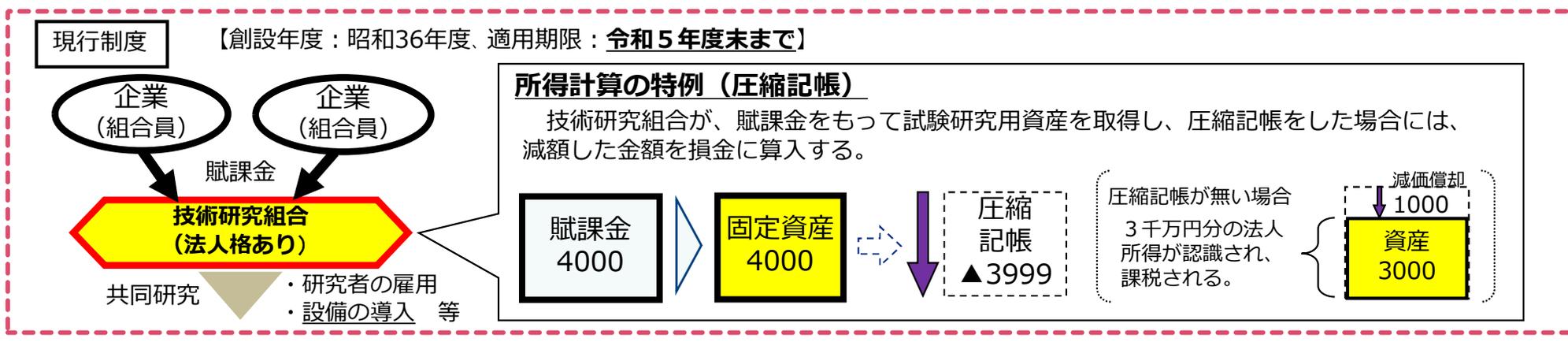
## 1 大綱の概要

技術研究組合の所得の計算の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 対象資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定する。
- ② 対象資産から、電気ガス供給施設利用権を除外する。

## 2 制度の内容

- ・ 技術研究組合は試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要な費用を賦課金として組合員が負担しているが、設立した初年度等、早期に大型の研究開発設備が必要となり、多額の投資等を行うケースが多く、その際に税負担が発生すると、共同研究に際しての原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じる懸念がある。
- ・ このため、**事業実施に当たって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）**について、技術研究組合の研究設備の取得を後押しするとともに、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられており、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで円滑な研究開発ができる環境を整備する観点から、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を**3年延長し、令和9年3月31日まで**とする。



# 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

## 1 大綱の概要

＜第三 検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

## 2 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ( )内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

# 予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置 (所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定)

## 1 大綱の概要

新たなワクチンを追加した後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き、所得税非課税の措置、税の滞納処分による差押禁止の措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に救済を行っている。
- 予防接種法（昭和23年法律第68号）等に基づく健康被害の救済給付に対して、支給される金銭への公課の禁止、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税、救済給付を受ける権利の差押禁止等が定められている。
- 今後、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、同法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（※）について、法令改正により追加されるワクチンについても同様に対象とする措置を講ずるもの。

（※）健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等）

健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税

健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（所得税・住民税（利子割））

健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止

## 1 大綱の概要

社会保険診療報酬支払基金が行う出産育児支援金等の徴収等の業務に関する文書については、印紙税を課さないこととする。

## 2 制度の内容

- 医療保険制度では、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条等に基づき**出産育児一時金**を支給しており、平均的な標準費用を全て賄えるよう、令和5年4月より、42万円から50万円に大幅に増額したところである。
- 本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金の増額と併せて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の健康保険法等に基づき、令和6年4月より、**後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組み**を導入することとしている。
- これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項において、**社会保険診療報酬支払基金の業務**として、「**後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対して出産育児交付金を交付する業務並びにこれに付帯する業務**」を新たに位置づけることとしている。
- 印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第三においては、社会保険診療報酬支払基金が作成した「高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書」については、印紙税を課さないこととされている。
- 令和6年4月に導入される後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みに係る社会保険診療報酬支払基金の業務（後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務等）について、印紙税の非課税措置を講ずる。

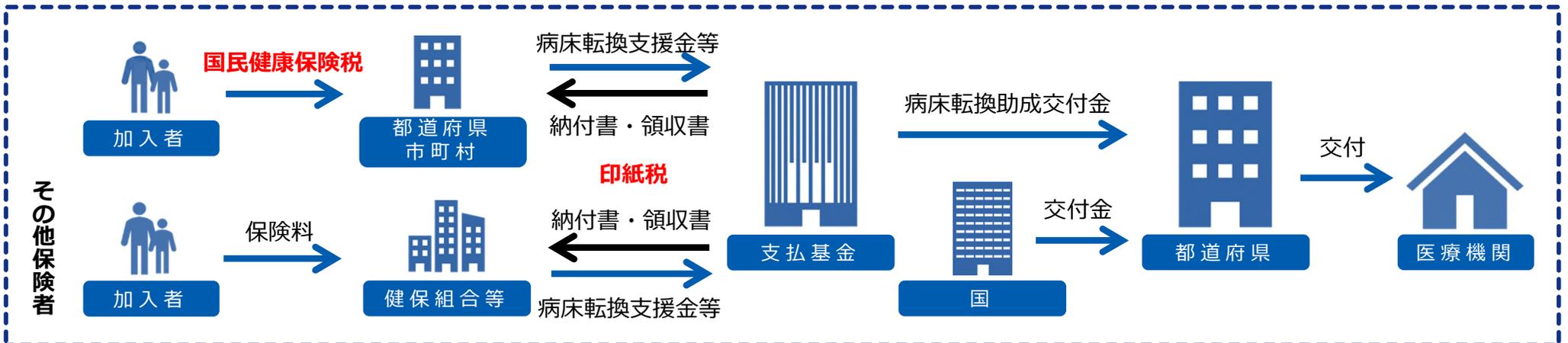
## 1 大綱の概要

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換助成事業の期限の延長に伴い、引き続き、

- ① 社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、印紙税を課さない、
- ② 病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置を講ずる、  
こととする。

## 2 制度の内容

- 病床転換助成事業は、医療機関が医療療養病床を介護保険施設等に転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成するもの。国が助成額の一部を都道府県に交付するほか、社会保険診療報酬支払基金は、病床転換支援金等を保険者から徴収し、都道府県に病床転換助成交付金を交付することとされている。
- 病床転換助成事業については、以下の税制措置が講じられている。
  - ① 病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する印紙税を非課税とする措置
  - ② 市町村国保が被保険者に課することができる国民健康保険税に病床転換支援金等の納付に要する費用を含める措置
- 病床転換助成事業の期限が令和8年3月31日まで2年延長されることに伴い、当該事業に係る税制措置についても期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。



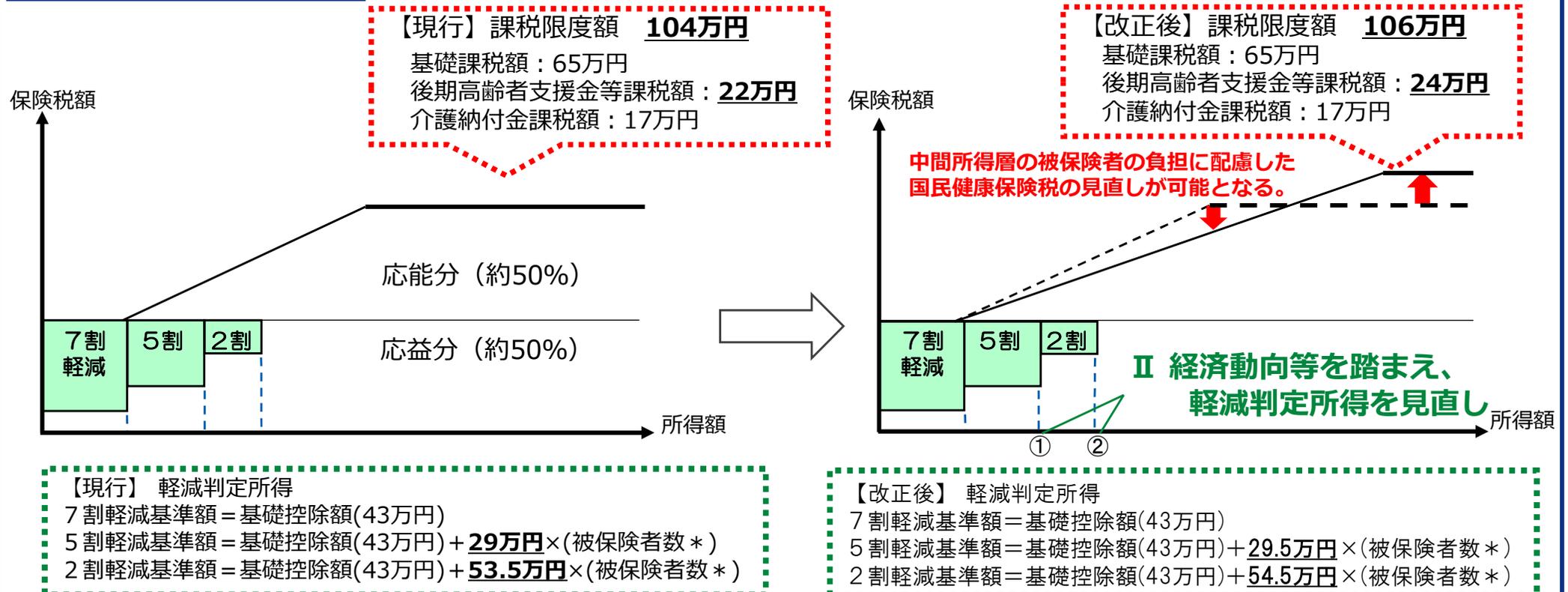
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

## 2 制度の内容



\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

# 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置

(所得税、消費税、酒税、個人住民税、地方消費税、国民健康保険税) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

## 1 大綱の概要

### I 国民健康保険税

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同法に規定する流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することとする。

### II 所得税、消費税、酒税、個人住民税、地方消費税

健康保険法等の改正に伴い、法令に規定する本人確認書類の範囲に、健康保険法に規定する被保険者の資格の確認に必要な書面等を加える。

## 2 制度の内容

### I 国民健康保険税

- 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるため、保険料又は国民健康保険税を徴収する。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により「流行初期医療確保措置」の制度が創設され、令和6年4月から施行されるが、当該措置に関する費用（流行初期医療確保拠出金等）は、保険料又は国民健康保険税により徴収する必要があることから、当該費用を含めて国民健康保険税を課することができることとする。

### II 所得税、消費税、酒税、個人住民税、地方消費税

- 現行制度においては、所得税における障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置に係る手続など、一部の手続において、健康保険証等が本人確認書類として位置づけられている。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行後、健康保険証等が廃止され、マイナンバーカードで電子資格確認を受けることができない状況にある者に対しては「資格確認書」が交付されることとなるため、「資格確認書」を本人確認書類に追加する。

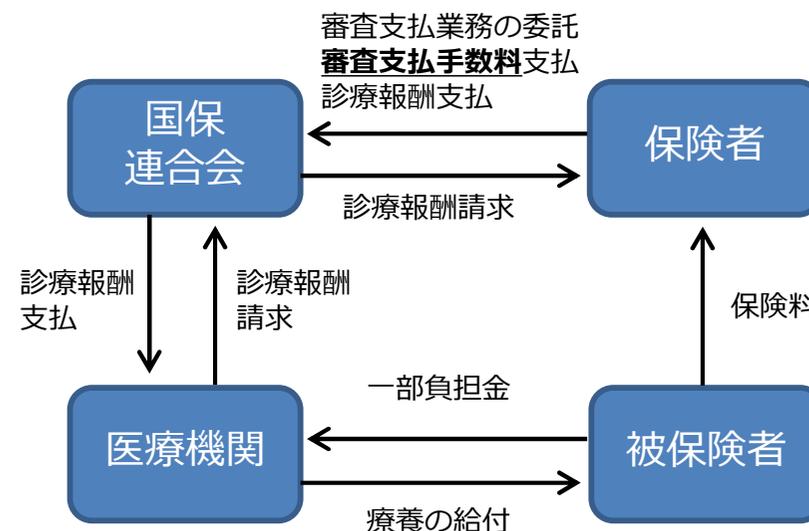
## 1 大綱の概要

国民健康保険団体連合会が、次の者から委託を受けて行う請負業でその委託が法令の規定に基づき行われるものであること等の一定の要件に該当するものを収益事業から除く。

- ①国又は地方公共団体（後期高齢者医療広域連合を含む。）
- ②全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団
- ③社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構
- ④国民健康保険団体連合会をその会員とする一定の法人

## 2 制度の内容

- 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条の規定に基づき、保険者である都道府県、市町村及び国民健康保険組合が共同で設立した法人であり、主に診療報酬の審査及び支払に関する業務（審査支払業務）を担っている。
- 国保連合会は、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に掲げる「公益法人等」に該当することから、保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査支払業務等については収益事業（請負業）となり、実費弁償として認められる範囲を超える収入や積立は課税対象とされている。
- 今般、国保連合会が行う業務の性質等に鑑みて、これまで請負業とされていた業務のうち、診療報酬の審査支払業務をはじめ一定の要件を満たす業務を、収益事業から除外する。



# 消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置

(法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税)

## 1 大綱の概要

消費生活協同組合等について、関係法令の改正を前提に、電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等が行われた後も、現行制度と同様に法人税率の軽減措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

- 消費生活協同組合法では、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、組合員以外の者にその事業を利用させること（員外利用）が原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合として、法令上で限定列挙された事業については例外的に員外利用が認められている。
- 現状、例えば、特定の物品を供給する事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）については員外利用が認められているが、今般、新たに、電気を供給する事業については地域の実情に応じ、員外利用の制限の緩和等を行うこととする。

### 員外利用が認められるもの

#### ① 利用限度がない場合

- ア 自動車損害賠償責任共済契約（契約締結者の相続等の場合）
- イ 災害時の緊急物資の提供
- ウ 行政からの委託事業
- エ **特定の物品を供給する事業（酒類、たばこ、ガス、水道水）**
- オ 体育施設、教養文化施設の利用

#### ② 利用限度がある場合 ※ケ及びコについては、行政庁の許可が必要。

- カ 医療事業
  - キ 福祉事業
  - ク 当該職域に係る者（職域生協の母体企業や大学）による  
購買事業の利用
  - ケ 山間僻地における物品の提供
  - コ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる  
事業として厚生労働省令に定めるもの
- 組合員利用の100/100を上限
- 組合員利用の20/100を上限

## 1 大綱の概要

生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金及び生活保護法の進学・就職準備給付金（仮称）について、これらの法律改正を前提に、所得税非課税の措置、税の滞納処分による差押禁止の措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

### 生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について

- 生活困窮者住居確保給付金においては、離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じ、就職のために安定した住まいが必要な者等に対し、家賃相当額の支援を行っている。
- 単身高齢者世帯の更なる増加や、持ち家比率の低下等により、今後、住まい支援のニーズはますます高まることが想定されることから、住居確保給付金の拡充を図り、新たに家賃の低廉な住宅への転居費用についても支援を行うことを検討する。

### 生活保護法の進学・就職準備給付金（仮称）について

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要であることから、就職する際の新生活の立ち上げ費用について支援を行うことを検討する。

## 1 大綱の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法に基づき、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う介護情報基盤の整備に係る業務に関する文書については、印紙税を課さないこととする。

## 2 制度の内容

- 国民健康保険団体連合会が作成する一部の文書は印紙税の課税対象外となっている（印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第3）。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）に、顕名の介護情報を利活用できる情報基盤を整備する事業を地域支援事業に新設し、当該事業に係る業務を国保連に対して委託できる規定が設けられた。
- 当該業務は、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報基盤等を閲覧する仕組みと同様、現行の国民健康保険法（昭和33年法律第92号）第85条の3第3項に規定する「国民健康保険業務」に該当する。
- 当該業務に係る契約書を、印紙税法別表3の「国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」として、非課税措置の対象とする。

# 障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、地方消費税、事業所税)

## 1 大綱の概要

- I 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正後の障害福祉サービスについて、現行制度と同様に、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税を非課税とする措置を講ずる。
- II 所得税法等の規定による本人確認の方法について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の改正を前提に、本人確認書類の範囲に、特別児童扶養手当受給証明書（仮称）を加える。
- III 障害者総合支援法の就労移行支援の用に供する土地等について、所要の法令改正を前提に、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする。

## 2 制度の内容

### I 障害者総合支援法等の一部改正法に伴う障害福祉サービスの創設等について（固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税）

- ・令和4年12月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）において、①新たな障害福祉サービス（就労選択支援）を創設するとともに、既存の障害福祉サービスについて、②対象者の拡大（就労継続支援）、③支援内容の拡充（共同生活援助）を行い、令和6年4月1日以降の施行を予定している。
- ・現状、障害福祉サービス事業等を行う場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業を行う場合に該当し、その公益性等に鑑みて、事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税措置、事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置、事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置といった税制上の優遇措置の適用を受けることができる。
- ・上記①の新設された障害福祉サービス、上記②・③の対象者・支援内容が拡大された障害福祉サービスを行う場合についても、その公益性等に鑑みて、現行と同様に固定資産税等を非課税とする措置を講ずる。

### II 特別児童扶養手当証書の廃止について（所得税、消費税、個人住民税、地方消費税）

- ・所得税法（昭和40年法律第33号）等の規定において、特別児童扶養手当証書が本人確認書類として位置づけられている。
- ・特別児童扶養手当証書が廃止され、送金通知書払いや地方自治体による水道料金の減免などの他の制度における申請手続等において支障が生じるため、政省令において特別児童扶養手当証書を廃止する一方で、送金通知書払いの者等に対しては「特別児童扶養手当受給証明書」（仮称）が交付されることから、当該証明書を本人確認書類に追加する。

### III 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における就労移行支援の定員引き下げについて（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく就労移行支援について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、定員規模を引き下げを予定している。
- ・就労移行支援について、定員規模の見直し後も、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする。

## 1 大綱の概要

建築基準法の改正に伴い、固定資産税及び不動産取得税について所要の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- 在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、主要構造部を耐火構造としている等の一定の要件を満たした新築のサービス付き高齢者向け住宅について、固定資産税及び不動産取得税の軽減等の特例措置が設けられている。

(特例措置の概要)

【不動産取得税】 家屋：課税標準から1,200万円/戸を控除。

土地：税額から一定額(※)を減額

※150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

【固定資産税】 5年間、税額を軽減。軽減割合は1/2~5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合(参酌標準：2/3)。

- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により建築基準法(昭和25年法律第201号)上の「耐火建築物」の定義が改正され、壁・床や防火設備により防火上区画する等の措置を講じた場合に限り、当該区画内において部分的な木造化を可能とすることとされたことを踏まえ、改正後の「耐火建築物」についても、引き続き現行の税制上の優遇措置の適用対象とする。

# 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省と共同要望)

## 1 大綱の概要

雇用保険法等の改正を前提に、雇用保険法の失業等給付及び育児休業給付について引き続き非課税及び差押禁止措置を講ずるとともに、新たに支給されることとなる出生後休業支援給付金(仮称)、育児時短就業給付金(仮称)及び教育訓練休暇給付金(仮称)等についても、所得税非課税の措置、税の滞納処分による差押禁止の措置等を講ずる。

## 2 制度の内容

- **雇用保険制度においては、失業等給付(基本手当や教育訓練給付等)及び育児休業給付(以下「失業等給付等」という。)は全て非課税となっているが、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる。**また、その他関連する制度の改正を行う場合にも、併せて税制上の所要の措置を講ずる。
- 現在、労働政策審議会において、「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)等を踏まえ、
  - ① 育児休業給付の給付率の引き上げ(出生後休業支援給付金(仮称)の創設)
  - ② 育児時短就業給付金(仮称)の創設
  - ③ 教育訓練給付の給付率等の見直し(教育訓練休暇給付金(仮称)の創設)
  - ④ 自己都合離職者の給付制限の見直し
  - ⑤ 雇用保険の適用拡大等の**雇用保険制度等の見直しについて検討しており、令和5年12月末から令和6年1月初を目途に報告を取りまとめる予定。**
- その他、雇い止めされた有期雇用労働者の基本手当の所定給付日数を倒産・解雇等による離職者と同じとする暫定措置等が令和6年度末で終了することから、こうした時限措置の取扱いについても、労働政策審議会において検討しているところであり、これらの措置について延長することとなった場合は、従前と同様の税制上の所要の措置を講ずる。

# 交際費課税の特例措置の拡充・延長

(法人税、法人住民税、事業税) (特例措置①の適用期限の延長を除いて、中企庁と共同要望)

## 1 大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下(現行5,000円以下)に引き上げるとともに、①接待飲食費に係る損金算入の特例及び②中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を3年延長する。

## 2 制度の内容

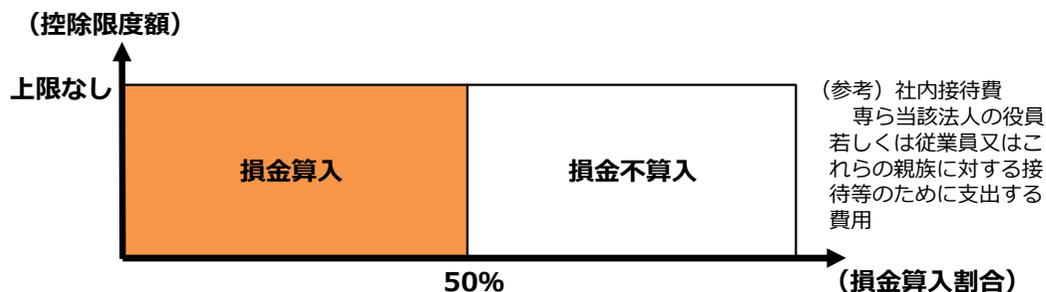
- ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)上、交際費等(※)については、損金不算入が原則。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

- (1) 1人当たり10,000円以下(現行5,000円以下)の飲食費は、「交際費等」から除外され損金算入が可能。
- (2) 消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置①、②が設けられている。 ※中小企業については、①、②のいずれかを選択。

※赤字は令和6年度改正による変更点

### ① 飲食費(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる特例措置 〔中小企業・大企業(資本金の額等が100億円以下)〕



### ② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置 〔中小企業のみ〕



# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) (中企庁、総務省と共同要望)

## 1 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、その対象から電子申告義務化の対象法人で、常時雇用する従業員数300人を超えるものを除いた上で、適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

- 中小企業者等<sup>※</sup>が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度として、即時償却（全額損金算入）することが可能。  
<sup>※</sup> 電子申告義務化の対象法人で、常時雇用する従業員数300人を超えるものを除く
- 本制度により、償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、事務処理能力・事業効率の向上に資する少額資産の取得の促進を図る。  
<sup>※</sup> 赤字は令和6年度改正による変更点

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 <sup>※1</sup> (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

本則<sup>※2</sup>

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は対象外。

# 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

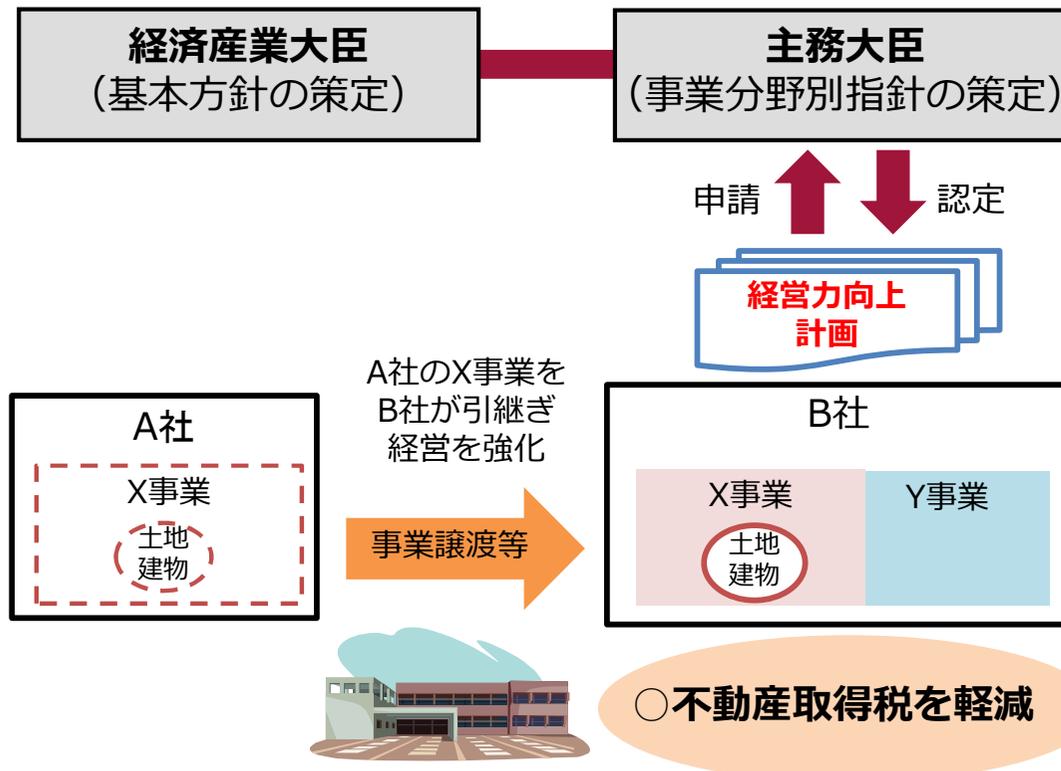
(不動産取得税) (中企庁、農水省と共同要望)

## 1 大綱の概要

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した、一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

- 中小企業者等が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合の際にかかる不動産取得税を軽減することで、次世代への事業承継を加速させる。



### <不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）。

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

# 法人版及び個人版事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長

(相続税、贈与税) (中企庁と共同要望)

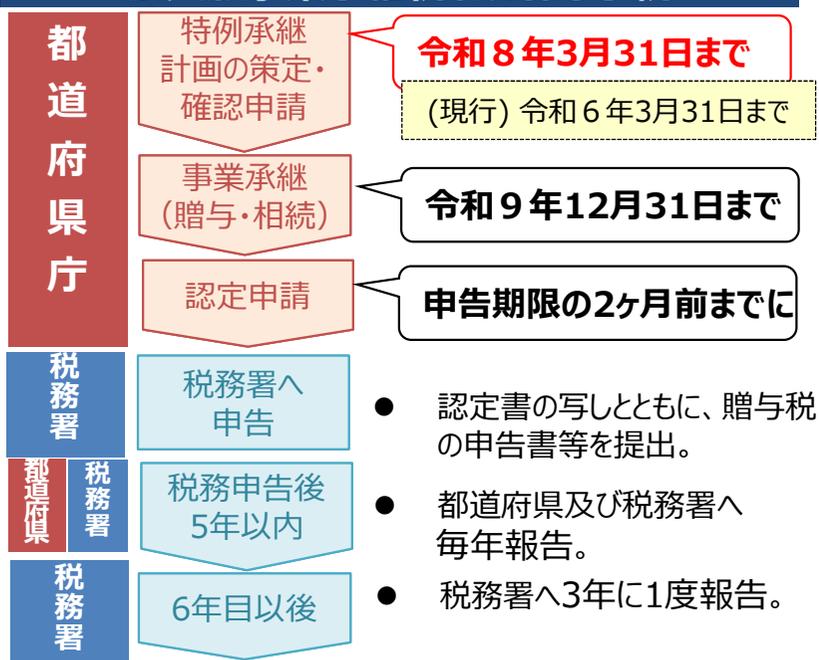
## 1 大綱の概要

法人の非上場株式等や個人の事業用資産の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長する。

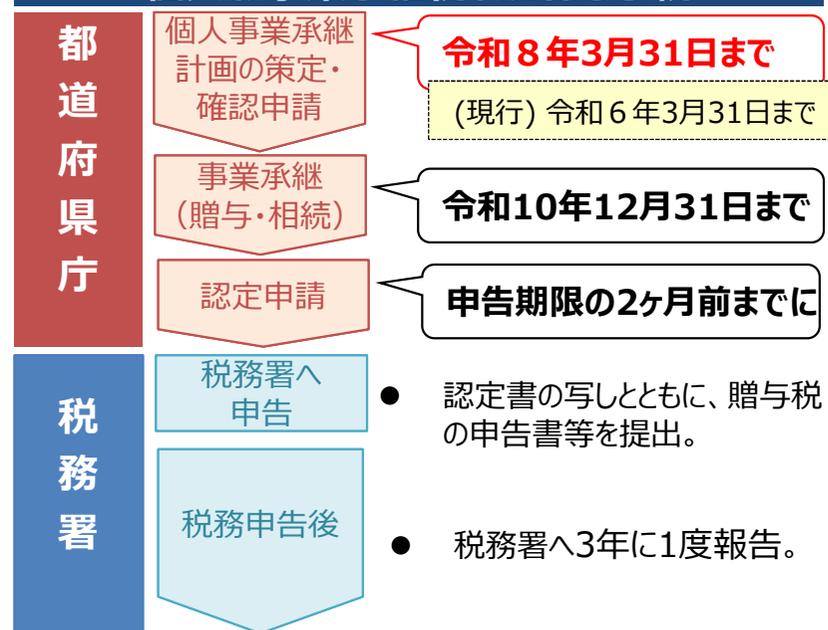
## 2 制度の内容

- 事業承継税制※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。  
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、都道府県知事に提出する承継計画の確認申請（提出）の期限を **2年延長し、令和8年3月31日**（現行令和6年3月31日）までとする。  
※赤字は令和6年度改正による変更点

### 法人版事業承継税制に係る手続



### 個人版事業承継税制に係る手続



## 1 大綱の概要

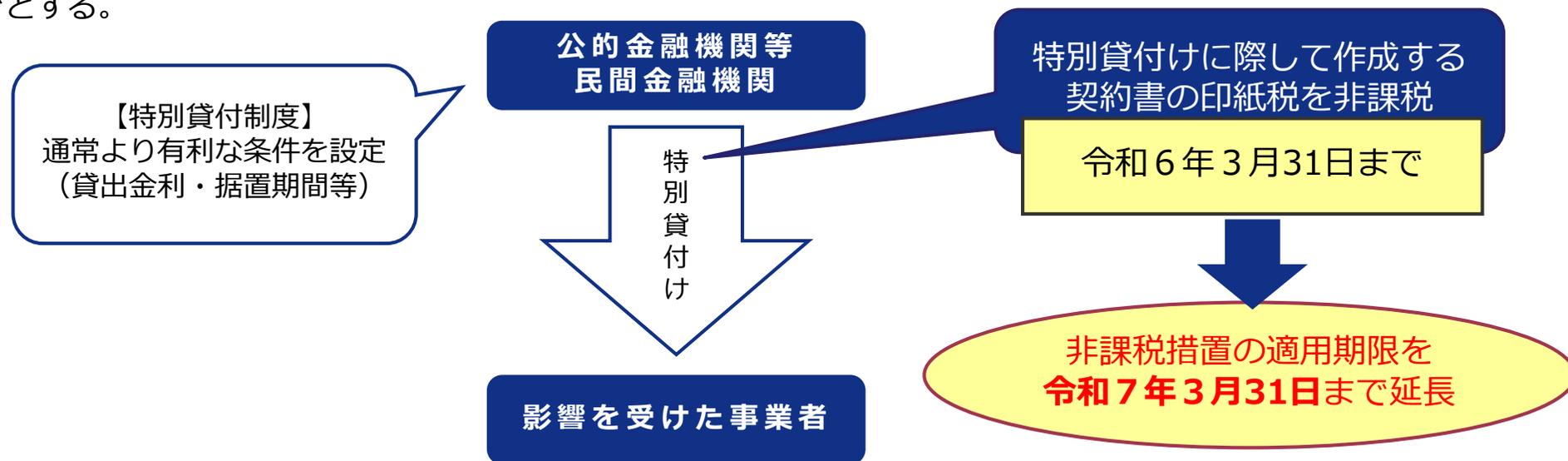
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

## 2 制度の内容

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、令和6年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税としている。

(※)新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第11条

- 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続するため、当該措置の適用期限を1年延長し、令和7年3月31日までとする。



## 1 大綱の概要

資格管理者が職権に基づいて行う、医師等の国家資格に係る変更の登録に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- 医師等の国家資格では、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。
- 令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住基ネット及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。
- そのため、今後、所要の法令改正を経て、**籍簿の登録事項に変更があった場合に、資格保有者本人からの変更申請を契機とせず**に、資格管理者が職権で登録事項を変更できるようになる予定。
- 登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税がかかる資格があるところ(※)、**資格管理者が職権で登録事項を変更する場合には資格保有者による変更申請を伴わないこととなるため、職権変更を行った場合の登録免許税について非課税とする措置を講ずる。**

(※) 「国家資格等情報連携・活用システム」を活用予定の資格のうち、登録事項の変更登録の際に登録免許税がかかる厚労省所管の資格は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、衛生検査技師、理容師、美容師の24資格。

(衛生検査技師について新規免許交付は行われていないが、「臨床検査技師等に関する法律施行令」において登録事項の変更について定めている)